

外来対応医療機関の指定に関する要領

(制定) 令和2年10月9日2福保感事第1592号

(改正) 令和5年1月16日4福保感事第4196号

(改正) 令和5年5月2日5福保感事第279号

(趣旨)

第1条 この要領は、インフルエンザ流行期等に発熱患者等が地域において、適切にかつ安心して診療及び検査を受けられるようにするため、発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関（以下「外来対応医療機関」という。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(外来対応医療機関の要件)

第2条 外来対応医療機関は、次のすべての要件を満たすものとする。

(1) 施設要件

ア 施設の外部に医療機関名を表示するとともに、関係法令に沿って患者に必要な情報が施設に掲示されていること。

イ 発熱患者等が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線が分けられていること。

ウ 必要な検査体制が確保されていること（検査（検体採取）を地域外来・検査センター等に依頼する場合には、連携体制がとれていること）。

エ 医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。

オ 自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合は、院内掲示を行う等、自院のかかりつけ患者に対して、発熱等の症状が生じた場合には、電話で相談した上で、自院で診療・検査可能である旨を周知すること。

(2) 機能要件

ア 第1号に規定する施設要件により外来診療を行う保険医療機関（訪問診療及び往診のみを実施する医療機関を除く。）であって、新型コロナウイルス感染症等の患者（疑い患者を含む。）に対する診療及び検査は、保険診療及び公費医療負担により実施すること。また、患者に対し医療費について十分な説明をすること。

イ 第3条第1項に規定する申請で都に報告した曜日別診療・検査時間（第6条により変更の申請をした場合は、変更後の曜日別診療・検査時間。以下同じ。）内において、東京都新型コロナ相談センターや相談体制を整備した医療機関から患者の診療・検査の受入れ要請があった場合、又は患者から相談があった場合、原則速やかに患者の診療・

検査を受け入れること。

ただし、自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合は、院内掲示を行う等により、予め自院での受入れ対象患者や対応時間等を示すとともに、曜日別診療・検査時間内において、患者から相談があった場合、原則速やかに患者の診療・検査を受け入れること。

ウ 外来対応医療機関は、自院を受診した患者が新型コロナウイルス感染症であった場合は、患者の状態に応じ適切な療養先で療養ができるよう、適切な措置を講じること。

(指定)

第3条 外来対応医療機関の指定を受けようとする医療機関は、都が別に設ける申請サイト（以下「申請等サイト」という。）により、別添に定める事項を入力し申請を行う。

2 知事は、前項に規定する申請を受けたとき、第1条に定める趣旨に沿っていることを確認の上、前条に定める外来対応医療機関の要件を充足するか審査し、適切と認められる場合は外来対応医療機関に指定する。

3 知事は、当該医療機関が、第7条に定める調査、報告その他の措置の求めに正当な理由なく応じなかったとき又は虚偽の報告をしたときは、前項の指定をしないことができる。

(情報の共有等)

第4条 都は、指定を受けた外来対応医療機関の名称、所在地、連絡先、診療・検査対応時間その他患者が診療又は検査を受けるに当たって必要な情報を東京都新型コロナ相談センター、都内医療関係団体及び都内各保健所に共有することができるものとする。

2 都は、前項に規定する情報をホームページに公表するものとする。

3 第1項に規定する情報の共有及び第2項に規定する都のホームページにおける公表は、都が第1条に定める趣旨及び第2条に定める外来対応医療機関の要件と照らし公表が適切と認められない外来対応医療機関について、停止できるものとする。

(申請事項の変更)

第5条 外来対応医療機関は、第3条第1項において申請した事項を変更しようとするときは、申請等サイトにより事項の変更手続を行う。

2 前項の規定により変更した事項をさらに変更しようとする場合も、同様とする。

(調査等)

第6条 都は、外来対応医療機関の指定に関し、必要に応じて医療機関に対し調査、報告その他の措置を求めることができる。

(指定の解除)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第3条第2項の指定を解除することができる。

- (1) インフルエンザ流行期を過ぎたとき。
- (2) 外来対応医療機関が指定の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 外来対応医療機関が指定の取下げの意思表示をしたとき。
- (4) 外来対応医療機関が、第7条に定める調査、報告その他の措置の求めに正当な理由なく応じなかったとき又は虚偽の報告をしたとき
- (5) その他、指定を解除することが適当であると認めたとき。

2 前項第3号の意思表示は、様式第1号の提出により行うものとする。

(細則)

第8条 この要領に定めるもののほか、指定に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年10月9日から施行し、令和2年9月15日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年1月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月2日に施行し、令和5年5月8日から適用する。

なお、5月7日に診療・検査医療機関に指定されている医療機関は、令和5年5月8日に第3条第2項の指定を受けたものとみなす。